

新学期以降のマスク着用の見直し等について

1. マスク着用の見直しについて

- 生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とする。
- ただし、登下校時に通勤ラッシュ時等混雑したバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、生徒及び教職員についても、着用を推奨する。
- 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり健康上の理由によりマスクを着用できない生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにする。生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導する。
- 学校教育活動の中で、「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて、一定の感染症対策を講じる。部活動等において同様の活動を実施する場合も同様とする。
- 加えて、新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含め、感染症が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は生徒に着用を促すことも考えられるが、そういった場合においても、マスクの着用を強いることのないようにする。
- また、咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう生徒に指導する。

2. 効果的な換気の実施について

- 学校においても、引き続き、効果的な換気の実施を行う。
- 十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータや空気清浄機等の利用など、換気のための補完的な措置を講じ、可能な限り十分な換気を行う。

3. 昼食等の食事をする場面における対策について

- 給食等の食事をする場面においては、引き続き、食事の前後の手洗いを徹底するとともに、会食に当たっては、飛沫を飛ばさないように注意する。
- その上で、適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える、机を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の児童生徒の間に一定の距離（1 m程度）を確保する等の措置を講じることにより、「黙食」は必要としない。